

緊急シンポジウム「公契約を考える」開かれる

—約 250 名を超える参加で、熱い討論が行われる—

編集部

はじめに

11月24日(火)午後2時から5時まで、東京の自治労会館で「緊急シンポジウム『公契約を考える—千葉県野田市における公契約条例制定を受けて—』」が、神奈川県地方自治研究センターはじめ全国8つの自治研センター・研究所と自治総研の共催、及び自治労、自治労関東甲、(財)自治労会館の後援で開催された。シンポジウムには、緊急な呼びかけにもかかわらず、参加希望者が殺到し、かなりの数をお断りした。それでも全国各地から約250名を超える参加者があり、会場はあふれるばかりとなった。

このシンポジウムは、千葉県野田市が9月29日に「野田市公契約条例」を制定したことを受けて、その条例の内容、意義を確認するとともに、改めて「公契約条例」をめぐる背景や論点を整理し、全国各地における今後の取り組みに向けた議論をすることを目的にした。

シンポジウムは、埼玉県地方自治研究センター事務局長の江野本啓子さんの司会で始まり、主催者を代表して自治総研の辻山幸宣所長からあいさつが行われた。

引き続き、根本崇野田市長から「野田市公契約条例の制定について」と題して記念講演が行われた。

私どもの後について来てほしい

根本市長からは、条例制定をめざした背景や条例提案までの経過、条例の逐条説明、法的問題点の検討経過等について要点を絞って話をいただいた。

根本市長は、まとめとして「この条例は、様々な法的検討を行ったが、いわばグレーゾーンである。それならば、条例をつくってしまおうと考えた。他の自治体もついてきてほしい。そして、国を包囲しよう」と熱く語られた。(条例の内容については、「自治研かながわ月報10月号」参照)

パネル討論

続いて、パネル討論に移った。パネリストは、兵藤宏(兵庫地方自治研究センター主任研究員)、武藤博巳(法政大学教授)、古川景一(弁護士・全建総連顧問弁護士)の各氏で、コーディネーターとして、勝島行正神奈川県地方自治研究センター事務局長が進行した。

最初に、勝島事務局長から、公契約条例にかかわる、「背景、野田市条例の意義、尼崎市条例案の経過と意義、ILO第94号条約の再確認とアメリカの動き、入札改革の取り組み、公共サービス基本法と公契約条例について」の概説が行われた。

続いて、兵藤氏からは、尼崎市の公契約条例制定の経験をふまえて「条例案提案の背景、官製ワーキングプアに対する現地でのとりくみ、条例案の骨子、当局の論点」等についての問題が提起された。

次に、武藤氏は、これまで自治体の入札改革問題にとりくまれてきた経過をふまえて、「行政サービスと公共サービスの範囲、入札改革のポイント、入札を政策手段に、政策的価値を入札に、公契約条例の必要性」について話された。

最後に、古川氏からは、全建総連の顧問弁護士として、全建総連の公契約条例案づくり、民主党の公契約法案づくりなどに携わってこられた経過をふまえて、「公契約法等の世界の動き、日本における自治体レベルでの導入の模索、公契約規制の基本的考え方、歴史的・思想的背景、アメリカ合衆国の場合、公契約規制における労働組合の役割」と広範囲にわたる提起をいただいた。

多岐にわたる課題・論点

一賃金の決め方を中心に議論一

この後、参加者との質疑・意見交換に移った。質問者・発言者は、計7名におよび、この問題に関する関心の高さと同時に、多くの課題があることも明らかになった。

その要点は、現行法令等との関係、公契約条例における賃金の設定をどうするか、受注企業との関係、議会・議員あるいは住民との関係、予算との関係、担当する職員との関係、指定管理者制度との関係等々多岐にわたっている。

中でも、公契約条例における賃金の設定のあり方については、参加者の共通する関心事であると同時に、パネリストの問題認識でもあることから、しばって意見交換を行った。

古川氏からは、「官製ワーキングプア対策になるというが、野田市の設定している829円や尼崎市の945円では、その効果はどうか。年収300万円より少し上の人には対策にならない。最賃は全体を大きく括れば括るほど下がる。だから、職種ごと熟練の度合ごとに対策しなければならぬのでは」との問題提起

があった。

武藤氏からは、「問題になっていることは、最低レベルの賃金で働く人の賃金をいかに引き上げるかだ。現在の最賃は、人間らしい生活ができないものだ。最賃の引き上げないといけない」と話された。

兵藤氏からは、「公契約条例における目安とすべき賃金とは何かについては、異論があることは承知の上で、あえて人事院勧告水準をとという考え方もあるのではないか。さらに年齢・経験を加味した標準賃金モデルということも考えて良いのではないか」と話された。

公契約条例における賃金をいかに位置づけ、制度として組み込むかの議論は、まだ、十分にできていない。根本市長も、野田市の水準について、議論の余地が大いにあることを前提に、あえて条例づくりに踏み出したと語っている。

知恵の出どころ

野田市の条例制定のインパクトはかなり大きなものであることは、このシンポジウムへの反響の大きさからも容易に理解できる。また、現実には、いくつかの自治体で公契約条例の制定に向けての具体的な動きが始まっていることが、明らかになっている。これまで、越えられないとされてきた壁が、野田市によって壊され、後に続くことができるようになったのだから当然なことといえる。

過去20年余にわたって、「公共サービス」は傷つけられ、崩壊の寸前ともいわれている。同時に、新しく「公共サービス」を創りなおそうとする動きもある。再設計の基本は、「公共サービス」は、社会の基盤であり、欠かすことができないこと、そして、その担い手の労働なくしては成り立たないことをふまえていくことである。公契約条例あるいは公契約法とは、そうした制度の再設計のための重要なカギとなるものであると思う。

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月600円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120~150ページ定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。